

ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形) データシート【品質性能概要】＜評価基準＞

項 目			評価基準	事由
1. 適用範囲	・評価申請該機種の容量及び寸法等		国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版によること	仕
	・申請品寸法一覧表		提出できること	仕
3. 性 能	・タンク本体の耐震強度		満足していること	仕
	液面揺動強度		損傷を起さない強度を有すること	仕
	・耐震設計の方法		記載要領の基準・指針に基づいていること	設
	・設計用鉛直震度		設計用水平震度の1/2の値であること	仕
3. 耐震資料	(1) 大、中、小容量(30、12、5m ³)それぞれの耐震計算書		提出できること	評
	・タンク本体の強度		満足していること	仕
	・アンカーボルト(埋込アンカー)の強度		満足していること	設
	・鉄骨架台の強度		満足していること	設
	(2) 二槽式タンクは一方のタンクが空の時の計算書		提出できること	仕
	・タンク本体の強度		満足していること	仕
	・アンカーボルト(埋込アンカーJ形)の強度		満足していること	設
	・鉄骨架台の強度		満足していること	設
4. 構造図	・大、中、小容量(30、12、5m ³)それぞれの、構造図		提出できること	評
	・二槽式タンクの中仕切板構造図		提出できること	評
5. 材料・材質	・SUS鋼板製パネルタンクの材料・材質が分かる図面		提出できること	仕
	・タンクの材料	気相部 (溢水面下150mmまで)	ステンレス鋼板(SUS 304 以上の耐食性を有する鋼種)とし、合成樹脂、合成樹脂粉体ライニング(被覆厚0.3mm以上)等の防護材で覆ったもの。ただしSUS329J4Lは防護材不要。	仕
		液相部	ステンレス鋼板(SUS 304、SUS 316又は SUS 444)	仕
	・タンク内部に使用する金属材料用	気相部 (溢水面下150mmまで)	ステンレス鋼製又は鋼製に、合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング等の防護材を覆ったものとする。ただし、SUS 329J4Lを使用する場合は、防護材で覆わなくてもよい	仕
		液相部	ステンレス鋼製又は鋼製に、合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング等の防護材を覆ったものとする。ただし、ステンレス鋼を使用する場合は、防護材で覆わなくてもよい	仕
	・タンク外部に使用する金属材料		SUS 304以上の耐食性を有するステンレス鋼製又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上げ(HDZT49)を施したものとする	仕
	・タンクの保温		標準仕様書記載材料による	仕

項 目			評価基準	事由
	・二槽式タンクの中仕切り			仕
	・タンクの補強		外部補強方式、内部補強方式又はこれらの組合せ方式とする	仕
	・タンクの組み立てに使用するボルト、ナットの仕様	タンク外部	ステンレス鋼(SUS 304)又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上げ(HDZT49)を施したもの	仕
		タンク内部の気相部(溢水面下150mmまで)	ステンレス鋼製(SUS 304)又は鋼製とし、合成ゴム又は合成樹脂等の防護材で覆ったもの	仕
		タンク内部の液相部	ステンレス鋼製(SUS 304)又は鋼製を、合成ゴム又は合成樹脂等の防護材で覆ったもの。ただし、ステンレス鋼製については、防護材で覆わなくてもよい	仕
	・パネルの接合に使用する材料		合成樹脂製又は品質が JIS K 6353(水道用ゴム)に適合する合成ゴム製で、水質に悪影響を与えないものとする。給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること	仕
	・ミルシート		提出できること	評
6. 附属品	・接続口および取付座		揚水管、給水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること	仕
	・接続口および取付座の接続方式		フランジ形、呼び50以下の電極取付座等を除く	仕
	・鋼製架台		溶融亜鉛めっき(HDZT49)	仕
	・ボールタップ用防波板又は電極棒防波筒			仕
	・マンホール	材質	タンクと同一の材質とする	仕
		大きさ	直径600mm以上の円が内接できるもの。ほこり等が入らないよう有効に立ち上げること	仕
		施錠	施錠式	仕
		内ふた	屋外用には内ふたを設けること	仕
	・はしご	タンク内部	合成樹脂製又はステンレス鋼製(SUS 329J4L)	仕
		タンク外部	鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49)又はステンレス鋼製	仕
			安全ガード付きの場合は特記対応	仕
	・通気口		合成樹脂製防虫網付き	仕
	・アンカーボルト		ステンレス鋼製又は鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49)	仕
7. 組立・据付	・現場組立施工管理規定・基準		提出できること	評
	・現場据付施工管理規定・基準		提出できること	評
	・滴水試験		水漏れのしないこと	仕
8. 銘 板	・銘板の表示内容		機器承諾図様式集の記載事項が記載されていること	仕・承
9. カタログ類	・カタログ		提出できること	評
	・製作図		提出できること	承

項 目			評価基準	事由
10. 提出書類	・製品納入時の書類(日本語版)として提出	完成図	提出できること	承
		取扱説明書	提出できること	承
		試験成績表	提出できること	承

評価基準の事由

- 仕 ： 標準仕様書又は改修標準仕様書の規定による
- 設 ： 設計基準の掲載事項による
- 承 ： 機材承諾図様式集の掲載事項による
- 評 ： 評価事業による確認事項
- JIS ： 日本産業規格の規定による